

旅行業者等の経営活力向上に向けた取組を新たに支援します！

東京都では、旅行需要の回復を見据え、旅行事業者及び観光バス事業者が行う業務の効率化やサービス向上に向けた取組を後押しするため、旅行業者等向け経営活力向上緊急支援事業を実施します。

事業の概要

1 旅行事業者向け

(1) 支援対象者

観光庁長官又は東京都知事による登録を受け、都内に主たる営業所を置く中小旅行事業者

(2) 支援内容

① 経営支援を目的とした専門家派遣（無料）

〔派遣回数〕 1事業者あたり2回まで

② 専門家から助言を受けて実施する業務の効率化やサービス向上に向けた取組に要する経費の補助

〔補助対象経費〕 デジタル化促進費、収益確保に向けた経営力強化に必要な経費、人材育成費、広告宣伝費

〔補助率〕 5分の4 〔補助限度額〕 1事業者あたり100万円

※ 申請受付期間などの詳細は、11月上旬にホームページにおいてご案内します。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/ryokogyosha-keiei/>



2 観光バス事業者向け

(1) 補助対象者 観光バスを有し、都内で営業している民間運送事業者

(2) 補助対象経費 デジタル化促進費、収益確保に向けた経営力強化に必要な経費、人材育成費、広告宣伝費

〔補助率〕 5分の4 〔補助限度額〕 1事業者あたり100万円

(3) 補助対象期間 交付決定の日から令和4年2月28日(月)まで

(4) 申請受付期間 令和3年10月14日(木)から令和4年1月31日(月)まで【必着】

(5) 申請方法及び申請先

必要書類をご準備の上、郵送または持参により下記にご提出ください。

(提出先)東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 受入環境調整担当 宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 19階

※ 詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/bus-r3/>



【問い合わせ先】

(1) 旅行事業者向け 産業労働局観光部振興課 電話 03-5320-4769

(2) 観光バス事業者向け 産業労働局観光部受入環境課 電話 03-5320-4881